

基安発 0318 第 1 号  
平成 26 年 3 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

「労働安全衛生法第 55 条ただし書及び同法施行令第 16 条第 2 項の規定による製造等禁止物質の製造等許可手続について」の一部改正について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 55 条ただし書及び同法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 16 条第 2 項の規定による製造等禁止物質の製造等許可手続については、「労働安全衛生法第 55 条ただし書及び同法施行令第 16 条第 2 項の規定による製造等禁止物質の製造等許可手続について」（平成 15 年 7 月 23 日付け基安発第 0723001 号。平成 19 年 3 月 5 日付け基安発第 0305001 号により一部改正。以下「平成 15 年通知」という。）により示しているところである。

今般、経済産業省において、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）に基づく「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部を改正する規定（平成 26 年 3 月 17 日経済産業省告示第 51 号）が公示され、本年 4 月 1 日から適用されることとなった。

現行の法第 55 条ただし書により例外的に輸入等を行うことができる製造等禁止物質については、同告示により、いずれも経済産業大臣による輸入割当て及び輸入の承認を要しないものとなることを踏まえ、平成 15 年通知を別添のとおり改正するので、その運用に遺憾ないようになされたい。

なお、今後、法第 55 条ただし書に基づく輸入に関しては、都道府県労働局長の許可手続がなされているかどうか税関において確認されることとなるので、税関当局からの照会等については必要な協力を行うこと。